

『公園のまち ヨコハマ』

横浜には地域に身近な公園から大規模な公園まで、約2,700か所もの多彩な公園があり、特に、子育て世代も多く集う身近な公園の数は、政令市のなかで全国一位の数となっています。横浜市では、「公園のまち ヨコハマ」として、市民の皆様公園をより一層ご利用いただけるよう、インクルーシブな公園づくりやこどもログハウスのリノベーション、受動喫煙対策などの子育て環境の充実や、地域の活性化につながる集客イベントの実施など様々な取組を進めていきます。



▲集客イベントによる賑わいの創出



▲インクルーシブな公園づくり



▲こどもログハウスのリノベーション

横浜市の公園を 禁煙にすることについて みなさんのご意見をお聞かせください

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するため、横浜市公園条例の中に、公園における禁止行為として、「喫煙」を追加することを、公園における受動喫煙対策の方向性として取りまとめました。



ご意見は
こちらから

切り取り

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

このハガキは使用できません

差出 令和6年5月31日まで (切手不要)
横浜市中区本町6丁目50番地の10
みどり環境局 公園緑地管理課 行



属性等をご記入ください

【属性】 個人(住民) その他(事業者等)

【住所】 横浜市 _____ 区 横浜市外

【年代】 ~9歳 10歳代 20歳代
 30歳代 40歳代 50歳代
 60歳代 70歳代 80歳代~

※その他(事業者等)とお答えの方は年代のご記入は不要です。

【公園の利用頻度】

週1回以上 週1回未満~月1回以上
 月1回未満~年1回以上 年1回未満

※その他(事業者等)とお答えの方は利用頻度のご記入は不要です。

横浜市の公園を禁煙にすることについて
ご意見をお聞かせください。
募集締切 令和6年5月31日(金)まで

応募方法

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ①はがき(左のはがきを切り取り、ご使用ください。)
(切手不要 当日消印有効)
- ②FAX: 045-550-3916 みどり環境局公園緑地管理課あて
- ③電子メール: mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp
- ④持参: 受付時間 8時45分から17時まで
- ⑤インターネット入力フォーム
スマートフォンで回答される方は下記QRコードからアクセスできます。
パソコンで回答される方は、下記よりアクセスください。
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b56497b8-4650-4df5-adce-124b111ffed/start>

お問合せ

みどり環境局 公園緑地管理課
電話番号: 045-671-2642



注意事項

- ・ご意見への個別の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握するため、電話でのご意見の受付はいたしません。
- ・ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限り利用します。





EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会

開催期間：2027年3月19日(金) - 9月26日(日)

開催地：神奈川県横浜市

主催：公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会



GREEN×EXPO 2027 の進捗状況について（情報提供）

平素より、「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けたご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。直近の進捗状況について、情報提供します。

1 お願いしたいこと

【区 連 長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

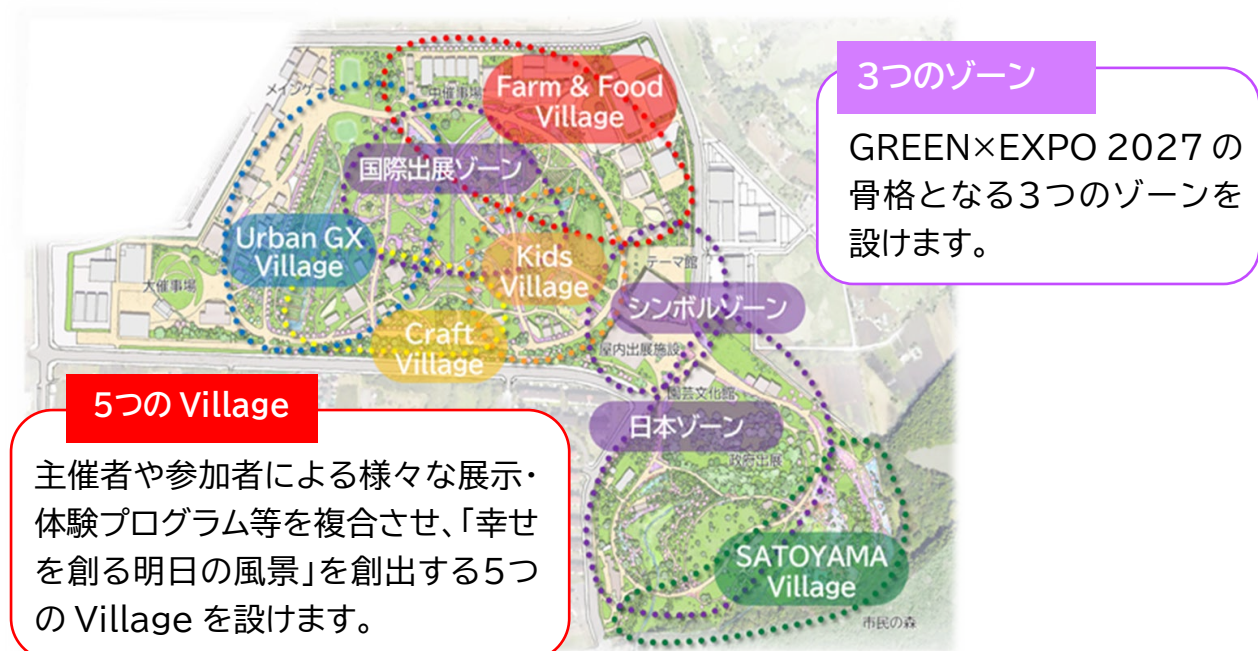
【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

2 「GREEN×EXPO 2027」とは

- ・私たちの生活に大きな影響をもたらす気候変動に着目した、環境と共生し市民の皆様と共につくる、「環共」をテーマとする日本で初めての国際博覧会です。
- ・自然・人・社会が共に持続するために、地球の限界や脱炭素社会を見据え、「人々の環境への意識や行動は 2027 年の横浜から変わった」と言われるよう準備を進めていきます。
- ・気候変動などの世界的な課題に対し、“自然の力”、“グリーンの力”で課題を解決し、環境にやさしい未来の暮らしを考え、横浜から世界に発信することが、博覧会のテーマである「幸せを創る明日の風景」につながっていきます。

3 現在の会場計画（案）

瀬谷区・旭区にまたがる上瀬谷の広大な里山を舞台に、起伏のある地形や川の源流などの自然を生かし、市民や企業が出展する5つの「Village（ビレッジ）」と、花や緑の美しい風景が楽しめる3つの「ゾーン」を設けます。





Urban GX Village

脱炭素社会を目指して新たな技術を導入した未来の都市像を体感できます。



Craft Village

自然と共に生きる知恵と技が込められた、日本の伝統産業などの温故知新を体感できます。



Farm & Food Village

健康を支える食と農が共存した生活と、その豊かさを実感できます。



Kids Village

これからの地球を生きる子どもたちが、遊びを通じて自然の大切さを学べます。



SATOYAMA Village

日本の原風景である里山を体感し、生物多様性の価値を再認識します。

※今後の調整状況により変更となる場合があります。

4 公式マスコットキャラクターのデザイン発表



開催3年前となる3月19日に公式マスコットキャラクターのデザインを発表しました。6月に名前の発表が行われる予定です。

担当：脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.jp

横浜市からのお知らせ



プラスチックごみの 出し方が変わります

お住まいの区によって、実施時期が異なります。

令和6年10月～

旭区、磯子区、泉区、
金沢区、港南区、栄区、
瀬谷区、戸塚区、中区

令和7年4月～

全市
18区

プラスチック資源の収集日に お出しいただくもの

「プラスチック製容器包装」の収集日が
「プラスチック資源」の収集日になります。

NEW プラスチック製品



プラスチックのみでできたもの

プラスチック製容器包装



このマークが目印です

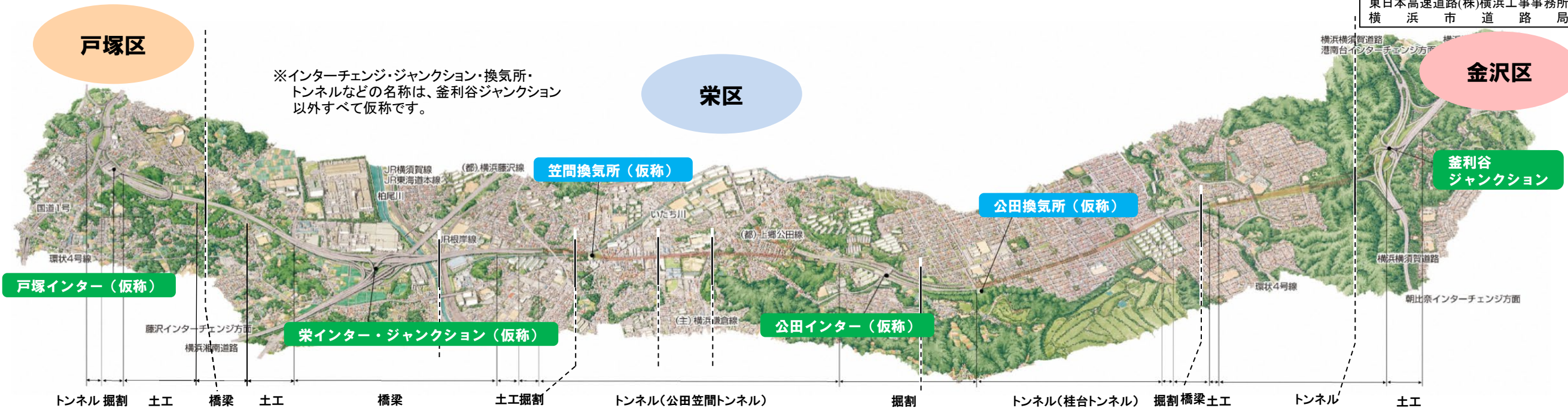
1つの袋でまとめてお出しいただけます



「プラスチック資源循環法」の施行により、新たに「プラスチック製品」についても「プラスチック製容器包装」と同様にリサイクルできるようになりました。今回の分別品目の変更は、プラスチックの焼却に伴い発生する温室効果ガスを減らすことを目的としています。脱炭素社会の実現に向けて、出来ることから取り組んでいきます。皆さんの御協力をお願いします。

令和6年度 横浜環状南線・横浜湘南道路全体の主な予定について(R6.4.22)【情報提供】

資料 No. 7
 区連会 4 月 定例会
 令和 6 年 4 月 2 2
 国土交通省横浜国道事務所
 東日本高速道路(株)横浜工事事務所
 横浜市 道路局





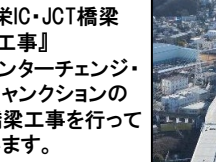












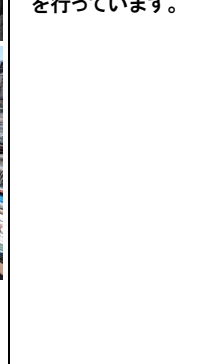
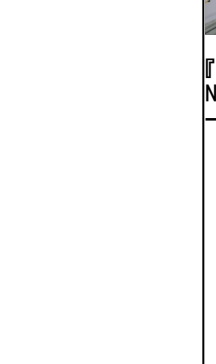
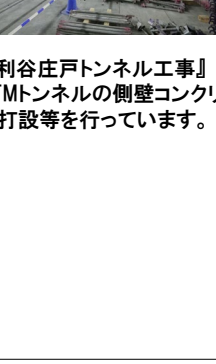
| 連合等 | | 豊田・小菅ヶ谷 | | | | 笠間 | 鎌倉市 | 本郷中央 | | 上郷西 | 上郷東 | 釜利谷(金沢区) |
|--------------------|----------------|----------------------------------|---|----------------------------------|---------------------------------|----|--------------------------|---|-----------------------------------|-------------------------|-------------------------------------|----------|
| 事業者 施行区間 | 国土交通省施行区間 | | | | 東日本高速道路(株)施行区間 | | | | | | | |
| | 横浜湘南道路 小雀工区 | 横浜環状南線 栄・戸塚工区 | 田谷工区 | 飯島工区 | 岩瀬笠間工事区 | | 桂公田工事区 | 上郷桂台工事区 | | 庄戸工事区 | 釜利谷工事区 | |
| 横国・NEXCO 高速道路事業 | R5 年度以前 | ●小雀高架橋 橋梁工事 ●トンネル工事 | ●戸塚IC工事 ●田谷地区橋梁工事 ●小雀地区橋梁工事 | ●栄IC・JCT橋梁工事 ●JR跨線橋梁工事 | ●公田笠間トンネル工事 (H28.4~) | | ●公田インターチェンジ工事 (R3.4~) | ●桂台トンネル工事(H27.4~) ●神戸橋(PC上部工)工事(R2.12~) ●桂台トンネル管理用地下構造物工事 (R5.10~) | | ●釜利谷庄戸トンネル工事 (R3.2~) | ●釜利谷ジャンクションHランプ 第二トンネル工事(R3.10~) | |
| | 第1四 半期 | ⋮ | ⋮ | ●栄IC・JCT橋梁工事 | ⋮ | | ⋮ | ⋮ | | ⋮ | ⋮ | |
| | 第2四 半期 | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | | ⋮ | ⋮ | | ⋮ | ⋮ | |
| | 第3四 半期 | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | | ⋮ | ⋮ | | ⋮ | ⋮ | |
| | 第4四 半期 | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | | ⋮ | ⋮ | | ⋮ | ⋮ | |
| 横浜市 関連街路事業 | 事業名 | 「横浜藤沢線」 | 「田谷線」「横浜藤沢線」「環状4号線(田谷交差点改良)」 「笠間交差点改良」「環状4号線[原宿六浦][笠間~鎌倉女子拡幅]」 | | | | | 「上郷公田線(公田地区)」 | | 「上郷公田線(上郷・桂台地区)」 | | |
| | 第1四 半期 | | ●水路切り直し工事 【横浜藤沢線】 (栄区田谷町地内) | ●農水路切り直し工事 【田谷線】 (栄区田谷町地内) | ●歩道橋築造工事・ 電線共同溝工事 【笠間交差点】 | | | ●道路整備工事(その1) 【擁壁工事】 ●道路整備工事(その2) 【擁壁工事】 | ●設計 関係機関との協議を行い、道路の 設計を進めます | | | |
| | 第2四 半期 | | ⋮ | ⋮ | ⋮ | | | ⋮ | ⋮ | | | |
| | 第3四 半期 | ●路床改良工事 【横浜藤沢線】 (戸塚区小雀町地内) | | ●地盤改良工事 【横浜藤沢線】 (栄区田谷町地内) | ⋮ | | | ●道路整備工事(その3) 【土工・擁壁工事】 ●道路整備工事(その4) 【土工・擁壁工事】 | ⋮ | | | |
| | 第4四 半期 | ⋮ | ⋮ | ⋮ | | | ⋮ | ⋮ | | | | |

※工事に関する情報は、工事説明会のほか適宜回覧等でお知らせします。

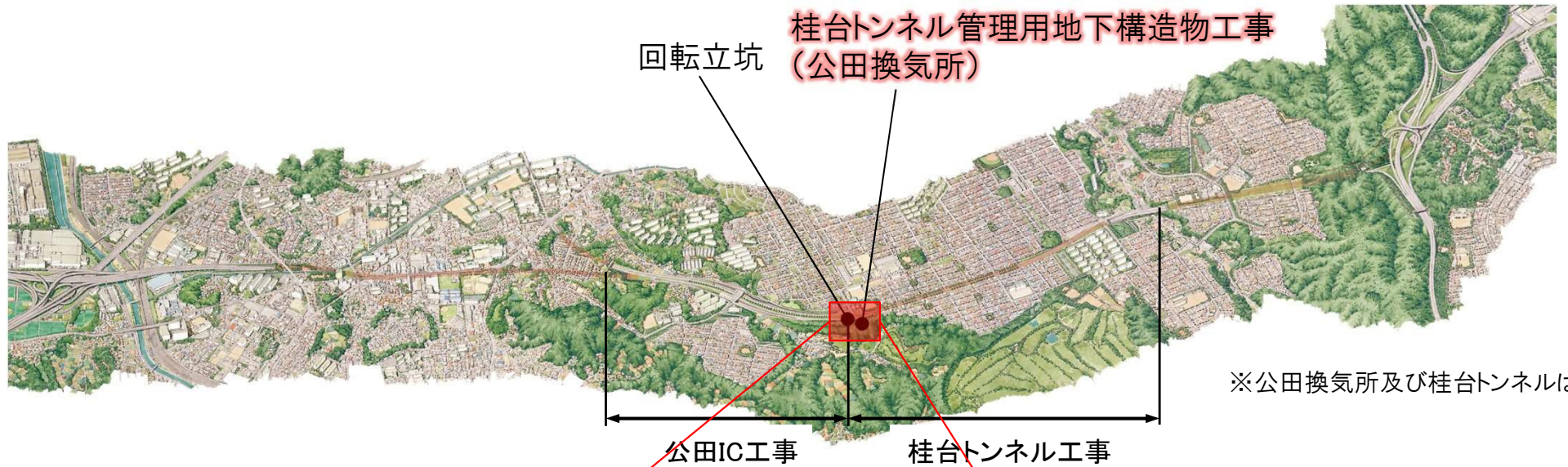
問合せ先 横浜市 道路局横浜環状道路調整課 045-671-2759

横浜環状南線事業の進ちょく状況について《参考》



| 連合等 | 豊田・小菅ヶ谷 | | | | 笠間 | 鎌倉市 | 本郷中央 | | | 上郷西 | 上郷東 | 釜利谷(金沢区) |
|-----------------|--|--|---|---|--|--|--|--|---|---|-----|----------|
| 事業者 施行区間 | 国土交通省施行区間 | | | | 東日本高速道路(株)施行区間 | | | | | | | |
| | 横浜湘南道路 小雀工区 | 横浜環状南線 栄・戸塚工区 | 田谷工区 | 飯島工区 | 岩瀬笠間工事区 | 桂公田工事区 | 上郷桂台工事区 | 庄戸工事区 | 釜利谷工事区 | | | |
| 沿線 工事の 状況 |  『小雀地区トンネル工事』 トンネル工事(シールドマシン掘進)を行っています。 |  『戸塚IC工事』 インターチェンジの改良工事等を行っています。 |  『栄IC・JCT橋梁工事』 インターチェンジ・ジャンクションの橋梁工事を行っています。 |  『田谷IC・JCT橋梁上部工事』 田谷町地区内にてインターチェンジ・ジャンクションの橋梁工事を行っています。 |  『公田笠間トンネル工事』 シールドトンネルの掘削を行っています。 |  『公田インターチェンジ工事』 ランプ施工を行っています。 |  『桂台トンネル工事』 シールドトンネルの内部構築と、掘削作業を行っています。 |  『釜利谷庄戸トンネル工事』 NATMトンネルの側壁コンクリート打設等を行っています。 |  『釜利谷ジャンクションHランプ第二トンネル工事』 NATMトンネルの覆工コンクリート打設等を行っています。 | ※インターチェンジ・ジャンクション・換気所・トンネルなどの名称は、釜利谷ジャンクション以外すべて仮称です。 | | |
| |  『小雀高架橋 栄IC・JCTランプ橋』の橋梁工事等を行っています。 |  『田谷地区橋梁工事』『小雀地区橋梁工事』 高架橋の橋梁工事等を行っています。 |  |  |  |  |  |  |  | ※インターチェンジ・ジャンクション・換気所・トンネルなどの名称は、釜利谷ジャンクション以外すべて仮称です。 | | |

■ 横浜環状南線 桂台トンネル管理用地下構造物工事



※公田換気所及び桂台トンネルは仮称

公田IC(仮称)側 状況



公田換気所周辺 状況



桂台TN工事側 状況



1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

| | 令和6年 | | | 令和5年 3月末累計 | 前年同期比(件) |
|----------|------|-------|-------|---------------|----------|
| | 3月件数 | 2月末累計 | 3月末累計 | | |
| 全認知件数 | 33 | 48 | 81 | 80 | 1 |
| 凶悪犯 | 1 | 1 | 2 | 0 | 2 |
| 粗暴犯 | 2 | 2 | 4 | 4 | 0 |
| 窃盗犯 | 22 | 35 | 57 | 51 | 6 |
| 侵入盗犯 | 1 | 7 | 8 | 9 | -1 |
| 空き巣 | 0 | 1 | 1 | 4 | -3 |
| その他 | 1 | 6 | 7 | 5 | 2 |
| 乗り物盗 | 4 | 12 | 16 | 15 | 1 |
| 自転車 | 3 | 11 | 14 | 13 | 1 |
| オートバイ | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 自動車 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 非侵入窃盗 | 17 | 16 | 33 | 27 | 6 |
| ひったくり | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 部品ねらい | 4 | 0 | 4 | 4 | 0 |
| 車上ねらい | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 自動販売機ねらい | 0 | 0 | 0 | 1 | -1 |
| その他 | 13 | 15 | 28 | 22 | 6 |
| 知能犯 | 5 | 5 | 10 | 13 | -3 |
| 詐欺 | 5 | 5 | 10 | 13 | -3 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 風俗犯 | 0 | 3 | 3 | 1 | 2 |
| その他の刑法犯 | 3 | 2 | 5 | 11 | -6 |
| 占有離脱物横領 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 参考事項

- 凶悪犯 ~ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ~ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
 - ・ 侵入盗 ~ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
 - ・ 乗物盗 ~ 自動車、オートバイ、自転車
 - ・ 非侵入盗 ~ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ~ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ~ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ~ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数 令和6年3現在(暫定値) 9,486件(前年同期比 -484件、-4.9%)

2 刑法犯検挙状況(3月末現在)

| | 検挙件数 | 検挙人員 | 検挙率(%) |
|-------|------|------|--------|
| 刑法犯全体 | 37 | 21 | 45.7% |
| 窃盗犯 | 23 | 13 | 40.4% |

3 人身交通事故発生状況(2月末現在)

| | 件数 | 前年同期比 | 高齢者関係事故 | 二輪車関係事故 |
|-----|----|-------|---------|---------|
| | | | 12件 | 13件 |
| 発生 | 25 | -22 | | |
| 死者 | 1 | +1 | | |
| 負傷者 | 28 | -41 | | |

4 特殊詐欺の認知状況

令和6年2月末の県内の認知(暫定値)

| | 認知件数 | 被害金額(約) |
|-------------|------|-----------|
| 特殊詐欺総数 | 355 | 8億6,018万円 |
| オレオレ詐欺 | 101 | 5億1,042万円 |
| 預貯金詐欺 | 134 | 9,731万円 |
| 架空料金請求詐欺 | 32 | 7,400万円 |
| 融資保証金詐欺 | 2 | 56万円 |
| 還付金詐欺 | 55 | 1億2,622万円 |
| その他の手口 | 4 | 2,538万円 |
| キャッシュカード詐欺盗 | 27 | 2,626万円 |

令和6年2月末の栄区内の認知(暫定値)

| | 認知件数 | 被害金額(約) |
|-------------|------|---------|
| 特殊詐欺総数 | 10 | 1,613万円 |
| オレオレ詐欺 | 1 | 1,015万円 |
| 預貯金詐欺 | 6 | 345万円 |
| 架空料金請求詐欺 | 0 | 0 |
| 融資保証金詐欺 | 0 | 0 |
| 還付金詐欺 | 3 | 252万円 |
| その他の手口 | 0 | 0 |
| キャッシュカード詐欺盗 | 0 | 0 |

5 警察からのお知らせ

(1) 4月6日(土)から15日(月)までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。

この時期は一人歩きに不慣れな子供たちが道路を利用しています。運動中も運動後も子供たちが交通事故に巻き込まれないよう地域ぐるみで交通安全を実践しましょう。

(2) 県警察では今月、管内実態掌握活動強化期間として地域警察官が巡回連絡活動を通じて特殊詐欺被害防止や事故等に遭わないための情報発信活動を推進しています。

巡回連絡活動への皆様のご理解とご協力をお願いします。

(3) 自転車やオートバイには必ず鍵を掛けて下さい。自宅の敷地内でもマンション等の駐輪場、買い物等でスーパーやコンビニエンスストアの駐輪場に自転車やオートバイを停める場合は、たとえ短時間であっても必ず鍵を掛けるようにして、盗難の被害に遭わないよう十分注意して下さい。

(4) 当署管内における金融機関、コンビニエンスストア等による特殊詐欺阻止件数は、3月中の阻止が8件、3月末までの累計は11件です。

別添資料1

| 交番名 | 町名 | 凶悪犯 | 空き巣 | ひったくり | 自動車盗 | オートバイ盗 | 自転車盗 | 車上ねらし | 特殊詐欺 | その他 | 合計 |
|--------|----------|-----|-----|-------|------|--------|------|-------|------|-----|----|
| 元大橋 | 元大橋 1丁目 | | | | 1 | | | | | | 1 |
| | 元大橋 2丁目 | | | | | | | | | | 0 |
| | 中野町 | | | | | | | | | 1 | 1 |
| | 若竹町 | | | | | | | | | | 0 |
| | 柏陽 | 1 | | | | | | | | 1 | 2 |
| | 鍛冶ヶ谷 1丁目 | | | | | | 1 | | 1 | | 2 |
| | 鍛冶ヶ谷 2丁目 | | | | | | | | | | 0 |
| | 鍛冶ヶ谷町 | | | | | | | | | | 0 |
| 元大橋・庄戸 | 上郷町 | | | | | | | | | 5 | 5 |
| 上郷・庄戸 | 野七里 1丁目 | | | | | | | | | | 0 |
| 庄戸 | 野七里 2丁目 | | | | | | | | | | 0 |
| | 庄戸 1丁目 | | | | | | | | | | 0 |
| | 庄戸 2丁目 | | | | | | | | | 1 | 1 |
| | 庄戸 3丁目 | | | | | | | | | | 0 |
| | 庄戸 4丁目 | | | | | | | | 1 | | 1 |
| | 庄戸 5丁目 | | | | | | | | | 1 | 1 |
| | 東上郷町 | | | | | | | | | | 0 |
| | 長倉町 | | | | | | | | | 2 | 2 |
| 豊田 | 本郷台 1丁目 | | | | | | | | | | 0 |
| | 本郷台 2丁目 | | | | | | | | | 1 | 1 |
| | 本郷台 3丁目 | | | | | | | | | | 0 |
| | 本郷台 4丁目 | | | | | | | | | | 0 |
| | 本郷台 5丁目 | | | | | | | | 1 | 2 | 3 |
| | 飯島町 | 1 | | | | | 1 | | 1 | 2 | 5 |
| | 長沼町 | | | | | | | | | | 0 |
| 合計 | | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 14 | 1 | 10 | 51 | 81 |

栄 地域安全情報

令和6年
4月号

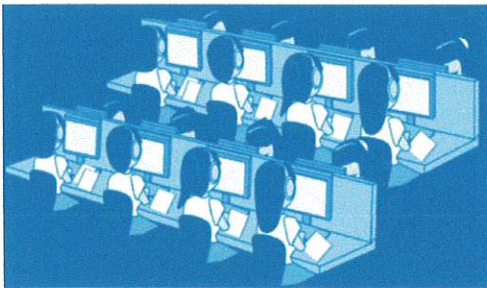
県警察では、増加している特殊詐欺の被害を防ぐため、電話で県民の皆様にご注意を呼び掛ける「特殊詐欺等被害防止コールセンター」を民間の企業に委託して運用しています。

Q. 「コールセンター」って
何をしているの？



A. 「コールセンター」は、特殊詐欺の電話が多くかかってきている地域の個人宅や金融機関等に電話をかけ、犯人グループの電話より先回りした注意喚起を行っています。

「特殊詐欺等被害防止コールセンター」



電話番号：045-290-1521

(電話に通知されるコールセンターの番号です)

業務日：月曜日～金曜日

業務時間：午前9時～午後5時

(土、日、祝日及び年末年始を除く。)

受託業者：株式会社ファーストユニオン



「コールセンター」をかたった電話に注意!!

「コールセンター」を名乗り、家族構成や口座保有状況などを聞き出す不審電話にご注意ください!

県警察が実施している「コールセンター」は…

- ※ お名前やご住所、家族構成などの個人情報には絶対に聞きません。
- ※ 通帳やキャッシュカードの暗証番号を確認することは絶対にありません。
- ※ コールセンターから「お金」を要求する話は絶対にしません。

栄 警察 署

045(894)0110

栄区内の火災・救急状況について

区連会4月定例会資料
令和6年4月22日
栄消防署

火災情報

令和6年3月31日現在

| 栄 区 内 | | | | | |
|--------|-------|----|------|-----|----|
| 火災発生状況 | | | | | |
| 年 別 | 令和6年 | | 令和5年 | 増△減 | |
| | 3月 | 累計 | | | |
| 件 数 | 2 | 6 | 3 | 3 | |
| 火災種別 | 建 物 | 2 | 5 | 2 | 3 |
| | 林 野 | | 0 | 0 | 0 |
| | 車 両 | | 0 | 0 | 0 |
| | 船 舶 | | 0 | 0 | 0 |
| | 航空機 | | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | | 1 | 1 | 0 |
| 損害 | 焼損床面積 | | 97 | 0 | 97 |
| | 死 者 | | 1 | 0 | 1 |
| | 焼死等 | | 1 | 0 | 1 |
| | 放火自殺 | | 0 | 0 | 0 |
| | 負 傷 者 | | 3 | 1 | 2 |

| 横 浜 市 内 | | | | | |
|---------|-------|-------|-------|------|--|
| 火災発生状況 | | | | | |
| 年 別 | 令和6年 | 令和5年 | 増△減 | | |
| 件 数 | 172 | 208 | △ 36 | | |
| 火災種別 | 建 物 | 116 | 123 | △ 7 | |
| | 林 野 | 0 | 0 | 0 | |
| | 車 両 | 18 | 18 | 0 | |
| | 船 舶 | 0 | 0 | 0 | |
| | 航空機 | 0 | 0 | 0 | |
| | その他 | 38 | 67 | △ 29 | |
| 損害 | 焼損床面積 | 1,861 | 1,759 | 102 | |
| | 死 者 | 12 | 4 | 8 | |
| | 焼死等 | 12 | 4 | 8 | |
| | 放火自殺 | 0 | 0 | 0 | |
| | 負 傷 者 | 28 | 28 | 0 | |

| 主 な 出 火 原 因 | | | | |
|-------------|------------|------|------|-----|
| | 種 別 | 令和6年 | 令和5年 | 増△減 |
| 1 | たばこ | 1 | 0 | 1 |
| 2 | こんろ | 1 | 1 | 0 |
| 3 | 放火（疑い含む） | 1 | 1 | 0 |
| 4 | 火あそび | 2 | 0 | 2 |
| 5 | その他（調査中含む） | 1 | 1 | 0 |

| 主 な 出 火 原 因 | | | | |
|-------------|----------|------|------|------|
| | 種 別 | 令和6年 | 令和5年 | 増△減 |
| 1 | たばこ | 33 | 36 | △ 3 |
| 2 | 放火（疑い含む） | 16 | 39 | △ 23 |
| 3 | こんろ | 22 | 18 | 4 |
| 4 | ストーブ | 14 | 10 | 4 |
| 5 | 電気機器 | 13 | 12 | 1 |

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

| 栄区連合町内会別火災発生状況 | | | |
|----------------|---|--------|---|
| 豊田地区 | 5 | 本郷第三地区 | 0 |
| 笠間地区 | 0 | 上郷西地区 | 0 |
| 小菅ヶ谷地区 | 1 | 上郷東地区 | 0 |
| 本郷中央地区 | 0 | 連合未加入 | 0 |
| 合 計 | | 6 | |

【3月中の火災】

3月17日 飯島町 共同住宅居室の床及び壁面若干焼損

3月18日 飯島町 共同住宅居室内においてごみ袋焼損

救急情報

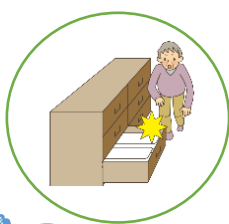
令和6年3月31日現在

| 栄区内 | | | | |
|------|------|-------|-------|-----|
| 救急状況 | | | | |
| 年別 | 令和6年 | | 令和5年 | 増△減 |
| | 3月 | 累計 | | |
| 件数 | 637 | 2,073 | 1,848 | 225 |
| 急病 | 463 | 1,571 | 1,360 | 211 |
| 交通事故 | 15 | 46 | 51 | △5 |
| 一般負傷 | 125 | 354 | 361 | △7 |
| その他 | 34 | 102 | 76 | 26 |

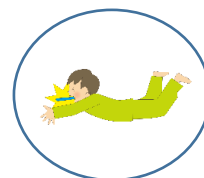
| 横浜市内 | | | | |
|------|--------|--------|--------|-------|
| 救急状況 | | | | |
| 年別 | 令和6年 | 令和5年 | 増△減 | |
| | 件数 | 63,598 | 57,899 | 5,699 |
| 急病 | 45,271 | 40,803 | 4,468 | |
| 交通事故 | 2,106 | 2,036 | 70 | |
| 一般負傷 | 11,660 | 10,722 | 938 | |
| その他 | 4,561 | 4,338 | 223 | |

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

気を付けて! 家庭の中の 小さな危険



こんな経験
ありませんか?



事故予防対策

- ☆部屋の中は整理整頓!
- ☆電化製品等のコード類は、人の通らないところに設置しましょう。
- ☆階段の付近は明るくし、滑り止めや手すりをつけましょう。
- ☆靴下やスリッパは滑りにくいものを履きましょう。

《急な病気やけがで受診の相談をしたいときは・・・》

横浜市救急相談センター（#7119） 医療機関案内/救急電話相談

☎#7119（携帯電話、PHS、プッシュ回線）＜年中無休・24時間対応＞

または 045-232-7119（すべての電話で利用可）

お問合せ先 栄消防署総務・予防課 予防係

☎/FAX 892-0119

初期消火器具設置費用の一部補助について

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の 2 種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 申請要件

下記 3 つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

3 申請方法

- (1) 受付期間：令和 6 年 4 月 1 日（月）～ 9 月 30 日（月）
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入のうえ、最寄りの消防署に御提出をお願いします。
※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または最寄りの消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

4 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の 2/3 に相当する額とし、1 件あたり 20 万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の 2/3 に相当する額とし、1 件あたり 7 万円を上限とします。

5 お問い合わせ先

栄消防署総務・予防課 予防担当 TEL：892-0119

令和6年 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

目 的

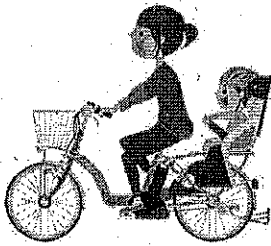
自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで開催し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

令和6年5月1日(水)～5月31日(金)の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまいり
ヘルメット かぶるだけでも 救える命



横浜市交通安全キャラクター
まもるくん

重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- 3 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務の周知徹底

◆◆令和5年中の自転車関係事故発生状況◆◆

| | 全 事 故 | | | 自 転 車 | | |
|-------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|
| | 件数 (件) | 死者 (人) | 負傷者 (人) | 件数 (件) | 死者 (人) | 負傷者 (人) |
| 横浜市内 | 7,703 | 40 | 8,909 | 1,760 | 3 | 1,661 |
| 前 年 | 7,492 | 38 | 8,483 | 1,734 | 4 | 1,653 |
| 前年比 | 211 | 2 | 426 | 26 | -1 | 8 |
| 構成率 | | | | 22.8% | 7.5% | 18.6% |
| 神奈川県内 | 21,870 | 115 | 25,644 | 5,443 | 12 | 5,192 |
| 前 年 | 21,098 | 113 | 24,382 | 5,405 | 11 | 5,195 |
| 前年比 | 772 | 2 | 1,262 | 38 | 1 | -3 |
| 構成率 | | | | 24.9% | 10.4% | 20.2% |

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



全ての自転車利用者には、ヘルメット着用努力義務が課せられています 道路交通法第63条の11

○自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っています。頭部を保護する乗車用ヘルメットを正しく着用することにより、交通事故の被害を軽減し、命を守りましょう。

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 4 自転車の損害賠償責任保険等加入・乗車用ヘルメット着用の周知啓発を推進します。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 3 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

警察

- 1 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 3 参加・体験・実践型の交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

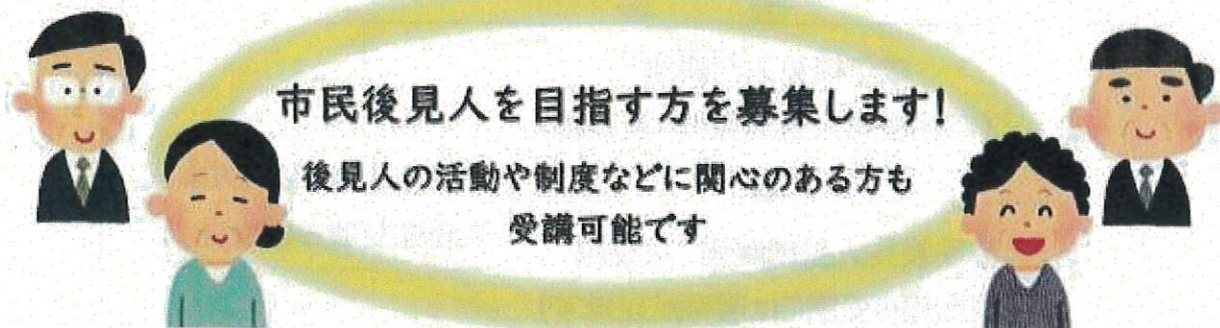
地域

- 1 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合しましょう。
- 2 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。
- 3 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。
- 4 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課
電話045(671)2323

成年後見 入門講座

第7期
横浜市市民後見人
養成課程基礎編



成年後見制度とは

認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方などが安心して生活できるように、保護し、法律的に支援する制度です。

横浜市市民後見人とは

家庭裁判所から成年後見人等に選任された市民の方です。同じ地域に住む市民としての強みを活かしながら、後見活動を行います。

成年後見入門講座（市民後見人養成課程基礎編）のご案内

受講期間

令和6年6月～8月

受講方法

動画配信

主な内容

市民後見人概論、成年後見制度、高齢者・障害者の理解、地域福祉など全20科目※市民後見人を目指す方は全科目受講

申込み

令和6年5月24日(金)×切

入門講座は1科目から
無料で視聴できます!

受講にあたり、説明動画の視聴が必須です。

【案内ページ】右記二次元コードからご視聴ください。

※説明動画の会場視聴日も設けています。

会場：横浜市健康福祉総合センター（中区桜木町1-1） 小会議室 904

日時：令和6年5月8日(水) 10時～11時

申込み：お電話（045-201-2009）または案内ページから申込みください（先着20名まで）



市民後見人として活動するまでの流れ

横浜市市民後見人養成課程は、成年後見入門講座（基礎編）、実務編で構成されています。市民後見人を目指す方は、両方を修了後、横浜市市民後見人バンクに登録していただきます。

成年後見入門講座 説明動画を視聴

成年後見入門講座
(市民後見人養成課程 基礎編)

市民後見人養成課程 実務編
(実務編の受講には選考があります)

市民後見人を目指す方は
実務編へお進みください！

実務編は対面での講義・演習や施設への体験実習等で、
市民後見人に必要な知識、技術、倫理や社会規範を学びます。

横浜市市民後見人バンクへ登録

家庭裁判所から選任され、市民後見人として活動

これまでにのべ100名以上の方が市民後見人として活躍しています！
市民後見人として活動いただける皆さまのご参加をお待ちしています。

市民後見人紹介動画公開中！

市民後見人について、詳しく知りたい方は、
「横浜生活あんしんセンター 市民後見人養成・活動支援事業」
のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.yokohamashakyo.jp/ansin/>



お問合せ

電話番号：045-201-2009 (横浜生活あんしんセンター 市民後見人養成担当)

横浜市健康福祉局福祉保健課／横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター

横浜子育てサポートシステム

子育てを手伝ってくださる方募集しています！！

～さかえ子育て応援隊！～

生後57日～小学校6年生のお子さんをサポートする有償ボランティアです

ちょっとした
すき間時間に
お手伝いしませんか？

子どもが幼稚園、
学校へ行っている間
ならお手伝い
できるかも！



栄区支部

子育て中の
パパ、ママを
応援しませんか？

最近時間に余裕が
できたから何か
始めようかな！



お手伝いする内容

- ・自宅での預かり
- ・保育園・幼稚園・習い事の送迎
- ・子育て支援拠点での預かりなど



～活動している方の声～
活動していると
子どもたちから
元気をもらえます。



有償ボランティアとは

基本1時間あたり1,000円

(土日祝日:時間外は1,100円)

子どもを
預かる会員

栄区役所で入会説明会を開催します！

《予約制》

日程： 令和6年 5月 31日(金) 10時～11時30分

対象： 横浜市在住で、子育て支援に熱意と理解があり、
安全に子どもを預かることができる満20歳以上の健康な方

場所： 栄区役所新館 1階101・102号会議室

申込み： 横浜子育てサポートシステム栄区支部事務局にて電話予約(受付中)

登録までの流れ

入会説明会に参加



研修会 受講

(オンライン動画視聴+集合研修)



登録してスタート

お問い合わせ

栄区地域子育て支援拠点 にこりんく内

横浜子育てサポートシステム栄区支部事務局

TEL： 045-392-3967 火曜日～土曜日 9:00～17:00

〈共催:栄区役所・横浜子育てサポートシステム栄区支部事務局〉



問合せ先

栄消防署 消防団係

☎ (045) 892-0119

18歳以上の横浜市に在住・在勤・在学の方を募集しています。

消防団員大募集中



栄区いたち川マスコット
タッチーくん



栄消防団

検索



↑ こちらから栄消防団の活動がご覧いただけます。



■ 消防団とは

消防団員は、消防組織法に基づいた非常勤特別職の地方公務員です。

入団資格は、栄区に在住・在勤・在学の18歳以上の方です。(定年70歳)



■ 栄消防団の紹介

栄区内には、11カ所の器具置場、11台の積載車、17台の可搬式小型動力ポンプ、ゴムボート等、人命救助用資機材を配置し、約320名の方が、栄区の「安心・安全を実感できるよう」日夜区内全域の防火・防災活動に従事しています。

■ 処遇等について

- ・ 年額 36,500 円(団員)
- ・ 災害 7,000 円 訓練・防災指導等 3,500 円
- ・ 公務災害補償 消防団活動中に負傷した場合の補償制度があります。
- ・ その他 5年以上従事した方に退職報奨金(最低額 20 万円)が支給されます。



■ 外国籍の方の入団について

- ・ 有効期間が2年以上ある「在留カード」または「特別永住者証明書」を保有している方
- ・ 消防団活動を3年以上続ける意思のある方
- ・ 班長以上の職に就くことが出来ないことを承諾できる方
- ・ 公権力を行使した活動が出来ないことを承諾できる方
- ・ 日本語でのコミュニケーションがとれる方

■ 問合せ先

栄消防署消防団係

TEL045-892-0119

消防団入団申請は

こちらから電子申請できます。





解約できない?!亡き妻へ 年間利用料の請求がきた



亡き妻が契約していたネットサービス契約が更新され、年間利用料が請求された。事業者によると「マイページから解約して」と言うが、パスワードも契約内容も分からない。

まずは事業者に連絡し、契約内容を確認しましょう。
本人死亡の場合の解約手続を確認し、請求された年間利用料を取り消せるかどうか交渉してみましょう。

インターネットに関わる契約は本人しか把握しておらず、残された家族が困惑するというケースが増えています。



家族のために書き残そう

- デジタル契約の締結状況
- 端末のロック解除や解約手続きの方法
- IDやパスワード等の必要情報

